| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （障害者支援施設（施設入所支援）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 | 第188条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 | 第188条第2項 | 　 |
| 適・否 | (3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第188条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (4)　運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第188条第4項 | 　 |
| 適・否 | (5)　利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。 | 第188条第5項 |  |
| 適・否 | (6) 利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。 | 第188条第6項 |  |
| **第2　人員に関する基準（共通）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 管理者 | 専らその者が勤務する指定障害者支援施設等の職務に従事する管理者を置いているか。ただし、施設等の管理上支障がない場合においては、当該施設等の他の職務又は当該施設等以外の施設、事業所等の職務に従事することができる。 | 第189条第1項及び第2項 | 　 |
| **第2-1　人員に関する基準（生活介護）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 医師 | 　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(ア) | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 | 　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数に、④に定める数を合計した数以上となっているか。① 平均障害支援区分が4未満　　　　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を6で除した数② 平均障害支援区分が4以上5未満　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を5で除した数③ 平均障害支援区分が5以上　　　　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を3で除した数④ 経過措置利用者、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外昼間実施サービスを利用する利用者の数を10で除した数 | 第189条第3項第1号ア(イ)a |
| 適・否 | 　看護職員の数は、生活介護の単位ごとに1以上となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)b |
| 適・否 | 　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。　ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)c及びウ |
| 適・否 | 　生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。　また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)d及びエ |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | 　①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(ウ)及びオ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　2及び3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、生活介護の単位ごとに専ら当該施設等において生活介護の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-2　人員に関する基準(自立訓練（機能訓練）)****(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 | (1)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、看護職員、生活支援員のうち、それぞれ1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第2号ア(ア)a、エ及びオ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | (2)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | 第189条第3項第2号ア(ア)b、c、d 及びウ |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第2号ア(イ)及びカ |
| 適・否 | 3 訪問による指定自立訓練(機能訓練) | 　指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、1及び2に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第189条第3項第2号イ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、看護職員、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-3　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練））****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 生活支援員及び看護職員 | (1)　生活支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第3号ア(ア)及びエ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | (2)　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 　　また、生活支援員支援員及び看護職員の数はそれじれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第3号イ |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第3号ア(イ)及びオ |
| 適・否 | 3 訪問による指定自立訓練(生活訓練) | 　指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、1及び2に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第189条第3項第3号ウ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-4　人員に関する基準（就労移行支援）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | １ 職業指導員及び生活支援員 | (1)　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか | 第189条第3項第4号ア(ア)a及びウ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | (2)　職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(ア)b及びc |
| 適・否 | 2 就労支援員 | 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか | 第189条第3項第4号ア(イ) |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(ウ)及びオ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら就労移行支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、職業指導員又は生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-5　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 職業指導員及び生活支援員 | (1)　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか | 第189条第3項第5号ア(ア)a及びイ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | (2)　職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第5号ア(ア)b及びc |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第5号ア(イ)及びウ |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　1及び2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 4 職務の専従 | 　従業者は、専ら就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 5 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、職業指導員又は生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 6 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 | 　 |
| **第2-6　人員に関する基準（施設入所支援）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 生活支援員 | 　施設入所支援の単位ごとに、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。　ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は特定旧法施設に入所していた者のうち、施設入所者であって、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以下に該当する若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しない利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1 を加えて得た数以上 | 第189条第3項第6号ア(ア) | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。 | 第189条第3項第6号ア(イ) |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　1及び2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 4 職務の専従 | 　従業者は、専ら施設入所支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 5 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第3　設備に関する基準****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）****（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準附則）** |
| 適・否 | 1 設備 | 　訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。　ただし、相談室及び多目的室については、利用者への施設障害福祉サービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。また、基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物（施行日以後に増築、改築等により構造を変更した建物を除く。3において同じ）については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 | 第193条第1項、第4項及び附則第15条 | ・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | ①　専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。②　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。③　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第193条第2項第1号 |
| 適・否 | 3 居室 | ①　一の居室の定員は4人以下としているか。ただし、施行日の前日に現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合においては、原則として4人以下とする。②　地階に設けていないか。③　利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上としているか。ただし、次のa、b、c、若しくはdに該当する施設については、当該各号のとおりとしているか。ａ　基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又はのぞみの圓において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合　　　　　　　　　　6.6平方メートル以上ｂ　基準施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合　　　　　　　　4.4平方メートル以上ｃ　基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合3.3平方メートル以上ｄ　平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4.95平方メートル以上④　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。⑤　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。⑥　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。⑦　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。ただし、基準施行日において現に損する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合及び平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、これを設けないことができる。 | 第193条第2項第2号、附則第16条から第18条 |
| 適・否 | 4 食堂 | ①　食事の提供に支障がない広さを有しているか。②　必要な備品を備えているか。 | 第193条第2項第3号 |
| 適・否 | 5 浴室 | 　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 第193条第2項第4号 |
| 適・否 | 6 洗面所及び便所 | ①　居室のある階ごとに設けているか。②　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第193条第2項第5号 |
| 適・否 | 7 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 第193条第2項第6号 |
| 適・否 | 8 廊下幅 | ①　1.5メートル以上としているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上としているか。ただし、基準施行日に施設において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合においては、廊下幅は1.35メートル以上とする。②　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしているか。ただし、基準施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、指定身体障害者更生施設、指定身体障害者良星節、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、これを適用しない。また、平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるもの（指定障害者支援施設等となった後に増築又は改築される等建物の構造を変更した部分を除く。）については、当分の間、これを適用しない。 | 第193条第2項第7号、附則第19条及び第20条 |
| **第4　運営に関する基準****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第195条第1項 | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する施設障害福祉サービスの内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第195条第2項 |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | (1)　施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、施設障害福祉サービスの種類ごとの契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第196条第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | (2)　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか | 第196条第2項 |
| 適・否 | (3)　施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第196条第3項 | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 第196条第4項 | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | 第197条 | ・利用申込受付簿・施設利用待機者名簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　施設障害福祉サービスの利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第198条 | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | (1)　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第199条第1項 | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | (2)　利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第199条第2項 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、当該提供を求めた者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされた障害福祉サービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第200条 | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第201条第1項 | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第201条第2項 | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第202条 | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1)　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、本市、他の指定障害者支援施設等の設置者等その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第203条第1項 | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第203条第2項 |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第204条 | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | (1)　施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 | 第205条第1項 | ・サービス提供実績記録票・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第205条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2)の規定による記録を行うときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて、支給決定障害者から確認を受けているか。 | 第205条第3項 | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1)　利用者に対し支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第206条第1項 | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。 | 第206条第2項 | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | (1)　施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第207条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第207条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2)に規定する額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　生活介護を行う場合　次のアからエまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用イ　創作的活動に係る材料費ウ　日用品費エ　アからウに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。②　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合　次のアからウまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用イ　日用品費ウ　ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。③　施設入所支援を行う場合　次のアからオまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費イ　利用者が選定する特別な居室（※）の提供を行ったことに伴い必要となる費用　　※特別な居室（平成18年9月29日厚生労働省告示第541号）・定員が1人及び2人。・特別な居室の定員の合計数を、運営規程に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。・特別な居室の利用者1人当たりの床面積が9.9平方メートル以上。・特別な居室の施設、設備等が、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいもの。・特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。・特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。ウ　被服費エ　日用品費オ　アからエに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。 | 第207条第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | (4)　(3)に掲げる食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月28日厚生労働省告示第545号） | 第207条第4項 | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | (5)　(1)から(3)までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第207条第5項 | ・領収証控え |
| 適・否 | (6)　(3)の規定によりその費用の支払を受けることができる施設要害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該施設障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第207条第6項 | ・同意に係る書類・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | (1)　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等において提供される施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第208条第1項 | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | (2)　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等において提供される施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第208条第2項 |
| 適・否 | 15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第209条第1項 | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 第209条第2項 | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | (1)　施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 第210条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第210条第2項 |
| 適・否 | (3)　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第210条第3項 | ・説明書類 |
| 適・否 | (4)　提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第210条第4項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第211条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。 | 第211条第2項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3)　アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第211条第3項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (4)　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第211条第4項 | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | (5)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びそれらの達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。この場合において、指定障害者支援施設等において提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第211条第5項 | ・施設障害福祉サービス計画の原案 |
| 適・否 | (6)　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、(5)に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第211条第6項 | ・会議録等 |
| 適・否 | (7)　サービス管理責任者は、(5)に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ているか。 | 第211条第7項 | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | (8)　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に、当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を交付しているか。 | 第211条第8項 | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (9)　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合においては、少なくとも3月に1回以上）見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第211条第9項 | ・モニタリングの記録・施設障害福祉サービス計画 |
| 適・否 | (10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第211条第10項 | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (11) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | 第211条第11項 |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | (1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第212条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・従業者に対する指導、助言等に関する記録 |
| 適・否 | (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第212条第2項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | 19　地域との連携等 | (1)　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 第212条の2第1項 | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）(2)　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | 第212条の2第2項19(2)から(4)の取り扱いについて、札幌市から後日連絡予定です。 |  |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）(3)　地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。 | 第212条の2第3項 |  |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）(4)　(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。※　(2)～(4)の規定は、提供する指定施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 | 第212条の2第4項及び第5項 |  |
| 適・否 | 20　地域移行等意向確認担当者の選任等 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）(1) 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。 | 第212条の3第1項 |  |
| 適・否 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）(2) 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。 | 第212条の3第2項 |  |
| 適・否 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）(3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。 | 第212条の3第3項 |  |
| 適・否 | 21 相談等 | (1)　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第213条第1項 | ・相談等の記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整その他必要な支援を実施しているか。 | 第213条第2項 | ・他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等に関する記録 |
| 適・否 | 22 介護 | (1)　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第214条第1項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | (2)　施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 第214条第2項 |
| 適・否 | (3)　生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | 第214条第3項 |
| 適・否 | (4)　生活介護又は施設入所支援の提供に当たり、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その者が使用するおむつを適切に取り替えているか。 | 第214条第4項 |
| 適・否 | (5)　(1)から(4)に定めるもののほか、生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の必要な支援を適切に行っているか。 | 第214条第5項 |
| 適・否 | (6)　常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。 | 第214条第6項 |
| 適・否 | (7)　利用者に対し、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 第214条第7項 |
| 適・否 | 23 訓練 | (1)　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第215条第1項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | (2)　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第215条第2項 |
| 適・否 | (3)　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか | 第215条第3項 |
| 適・否 | (4)　利用者に対し、その者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第215条第4項 |
| 適・否 | 24 生産活動 | (1)　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 | 第216条第1項 | ・作業指導方針 |
| 適・否 | (2)　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | 第216条第2項 | ・作業日誌・作業指導方針 |
| 適・否 | (3)　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | 第216条第3項 |
| 適・否 | (4)　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、消火設備、防じん設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | 第216条第4項 | ・平面図・備品に関する台帳 |
| 適・否 | 25 工賃の支払等 | (1)　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している利用者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 第217条第1項 | ・作業日誌・工賃支給台帳・財務諸表・工賃向上計画・利用者に対する通知の記録・本市への報告（年度当初の体制届）の控え |
| 適・否 | (2)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、(1)の規定により就労継続支援Ｂ型の利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）について、3,000円を下回るものとなっていないか。 | 第217条第2項 |
| 適・否 | (3)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | 第217条第3項 |
| 適・否 | (4)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しているか。 | 第217条第4項 |
| 適・否 | 26 実習の実施 | (1)　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 | 第218条第1項 | ・実習受入先名簿 |
| 適・否 | (2)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。 | 第218条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | 第218条第3項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 27 求職活動の支援等の実施 | (1)　就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 | 第219条第1項 | ・求職活動に関する記録 |
| 適・否 | (2)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 | 第219条第2項 |
| 適・否 | (3)　就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 第219条第3項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 28 職場への定着のための支援等の実施 | (1)　就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 | 第220条第1項 | ・相談等の記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 第220条第2項 |
| 適・否 | (3)　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整が行っているか。 | 第220条第3項 | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | (4)　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)に定める支援が就労した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | 第220条第4項 |
| 適・否 | 29 就職状況の報告 | 　就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しているか。 | 第221条 | ・本市への報告（年度当初の体制届）の控え |
| 適・否 | 30 食事 | (1)　指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 | 第222条第1項 | ・食事の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　食事の提供に当たっては、あらかじめ、食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第222条第2項 | ・説明書類・同意に関する書類 |
| 適・否 | (3)　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容となるよう、必要な栄養管理を行っているか。 | 第222条第3項 | ・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | (4)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第222条第4項 |
| 適・否 | (5)　食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第222条第5項 | ・保健所等の指導に関する書類 |
| 適・否 | 31 その他のサービスの提供 | (1)　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | 第223条第1項 | ・行事予定表 |
| 適・否 | (2)　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | 第223条第2項 | ・同意に関する書類 |
| 適・否 | (3)　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第223条第3項 | ・面会記録等・家族への連絡に関する記録 |
| 適・否 | 32 健康管理 | (1)　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第224条第1項 | ・看護日誌等・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。 | 第224条第2項 | ・健康診断の記録 |
| 適・否 | 33 緊急時等の対応 | 　現に施設障害福祉サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第225条 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 34 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い | 　施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | 第226条 | ・診断書等・相談等に関する記録 |
| 適・否 | 35 給付金として支払を受けた金銭の管理 | 　当該指定障害者支援施設等の利用者に係る給付金（児童手当法の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定による子ども手当）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。①　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。②　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。③　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。④　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。 | 第227条 | ・給付金に関する諸帳簿・預貯金の通帳・金銭管理に関する記録 |
| 適・否 | 36 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第228条 | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 37 管理者による管理等 | (1)　管理者は、当該指定障害者支援施設等の他の従業者の管理、業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 第229条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　管理者は、当該指定障害者支援施設等の他の従業者に本市条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第229条第2項 |
| 適・否 | 38 運営規程 | 　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　施設の設置の目的及び運営の方針②　提供する施設障害福祉サービスの種類③　従業者の職種、員数及び職務の内容④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間⑤　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員⑥　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域⑧　施設の利用に当たっての留意事項⑨　緊急時等における対応方法⑩　非常災害対策⑪　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑫　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　等⑬　その他運営に関する重要事項 | 第230条 | ・運営規程 |
| 適・否 | 39 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第231条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第231条第2項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (3)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第231条第3項 | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | (4)　適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第231条第4項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 40 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第231条の2第1項 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に2回以上）に実施しているか。 | 第231条の2第2項 |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第231条の2第3項 |
| 適・否 | 41 定員の遵守 | 　施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第232条 | ・利用者数に関する記録・業務日誌・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | 42 非常災害対策 | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第233条第1項 | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル |
| 適・否 | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第233条第2項 | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第233条第3項 |
| 適・否 | 43 衛生管理等　 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第234条第1項 | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | (2)　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第234条第2項 |
| 適・否 | (3)　指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第234条第3項 | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 44 協力医療機関 | (1)　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第235条第1項 | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | (2)　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 第235条第2項 |
| 適・否 | (3)　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 | 第235条第3項 |  |
| 適・否 | (4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | 第235条第4項 |  |
| 適・否 | 45 掲示 | 　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第236条第1項及び第2項 | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 46 秘密保持等 | (1)　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第238条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第238条第2項 |
| 適・否 | (3)　他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第238条第3項 | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 47 情報の提供等 | (1)　当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第239条第1項 | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | (2)　当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第239条第2項 |
| 適・否 | 48 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第240条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第240条第2項 |
| 適・否 | 49 苦情解決 | (1)　その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第241条第1項 | ・苦情相談体制図・苦情相談手順・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第241条第2項 | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第3項 | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第4項 |
| 適・否 | (5)　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第5項 |
| 適・否 | (6)　本市又は市長からの求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第241条第6項 | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第241条第7項 | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 50 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第243条第1項 | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第243条第2項 |
| 適・否 | (3)　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第243条第3項 | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 51 虐待の防止 | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　施設において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第243条の2 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 52 身体拘束等の禁止 | (1)　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行っていないか。　ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第237条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第237条第2項 |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第237条第3項 |
| 適・否 | 53 会計の区分 | 　実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第244条 | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 54 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第245条第1項 | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　施設障害福祉サービス計画②　施設障害福祉サービスの提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第245条第2項 | ・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2(1)及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等****（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第3項 | ・届出書控え　 |
| 適・否 | (2)　指定を辞退しようとするときは、3カ月以上の予告期間を設けているか。 | 法第47条 |
| **第6　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |